を除く。）、第百七十八条から第百八十条まで、第百八十一条（第二項第三号を除く。）から第百八十二条の二まで、第百八十三条第一項第二号、第二項及び第四項、第百八十五条から第百八十八条まで、第百八十九条（第一項を除く。）、第百九十条から第百九十二条まで、第二百二条第一項並びに第二百三条の規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、これらの規定（第六十五条第二項第五号イ、第六十八条第一項第五号イ、第百十条、第百八十一条第二項及び第百八十五条第一項第一号イを除く。）中「不動産」とあるのは「建設機械」と、「登記記録」とあるのは「登記用紙」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる不動産登記規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 読み替える規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 第二百三条第一項 | 法第百十九条第一項及び第二項、第百二十条第一項及び第二項並びに第百二十一条第一項から第四項まで | 建設機械登記令第十三条第一項及び第二項並びに第十四条第一項及び第二項 |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に係る業務の公共サービス実施民間事業者における実施等に関する省令の一部改正）

**第九条**　登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧に係る業務の公共サービス実施民間事業者における実施等に関する省令（平成十九年法務省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （法第三十三条の二第一項第十三号に規定する法務省令で定める業務） | （法第三十三条の二第一項第十三号に規定する法務省令で定める業務） |
| **第一条**　［略］ | **第一条**　［同上］ |
| ［一～三　略］ | ［一～三　同上］ |
| 四　建設機械登記令第十四条第一項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（同項の正当な理由の有無の審査に係るものを除く。） | 四　建設機械登記令第十四条第一項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（同項の利害関係の有無の審査に係るものを除く。） |
| ［五～八　略］ | ［五～八　同上］ |
| 九　船舶登記令第三十四条第一項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（同項の正当な理由の有無の審査に係るものを除く。） | 九　船舶登記令第三十四条第一項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（同項の利害関係の有無の審査に係るものを除く。） |
| 十　［略］ | 十　［同上］ |
| 十一　農業用動産抵当登記令第十七条第一項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（同項の正当な理由の有無の審査に係るものを除く。） | 十一　農業用動産抵当登記令第十七条第一項の規定に基づく同項の登記簿の附属書類の閲覧に係る業務（同項の利害関係の有無の審査に係るものを除く。） |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にされた登記の申請については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第百八十三条第四項（他の省令において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。